



令和3年度の予算等が理事会及び評議員会で承認されました

互助組合
(082)228-1386

令和3年3月に開催を予定しておりました理事会及び評議員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、互助組合定款の規定に基づき、書面決議により各理事及び評議員の承認を得る方法に変更され、令和3年度予算等の各議案については原案のとおり承認されました。

令和3年度の事業及び予算については、令和3年度から県費負担職員の任用期間に定めのある組合員の掛金率の変更及び令和2年度末で閉鎖した二川キャンプ場の閉鎖費用を計上していますが、概ね前年度どおりの事業内容と予算額となっています。



県互助組合への加入と退会について

互助組合
(082)228-1386

加入

公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得された方（任意継続組合員及び広島市を含む一部市町費組合員は除く。）は、互助組合に加入できます。加入する場合は、「㊦加入申込書」を提出してください。

また、任用期間に定めがある有期職員（任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員〔フルタイム〕、契約職員等）は、**組合員資格取得日から20日以内（必着）**に「㊦加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」を提出してください。その場合、共済組合員証番号が変更となった場合や期間を空けて任用（共済組合証を再度取得）された場合は、その都度提出が必要になります。

なお、㊧退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。

退会

組合員資格を喪失又は共済組合員証番号が変更になる場合は、「㊧退会給付金請求書」を速やかに提出してください。提出することで、退会給付金が支給されます。

※ 令和3年4月以降に新たに加入した給与の支給が県費負担の任用期間に定めのある有期職員は、提出の必要はありません。

※ 加入時又は退会時に提出する様式は、互助組合HPの様式ダウンロード集からダウンロードできます。



互助組合「旅行券」の一部使用期限延長について

互助組合
(082)228-1386

平成23年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で配付していました旅行券について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い旅行等で旅行券を使用することができない状況があるため、次の旅行券の使用期限を延長します。なお、取扱旅行者へは使用期限延長の依頼を行っています。

| 発行年度 | 使用期限 | 延長期限 |
|--------|------------|-----------|
| 平成12年度 | 平成33年6月30日 | 令和4年6月30日 |
| 平成13年度 | | |
| 平成22年度 | | |
| 平成23年度 | | |